

【重要】

歩道での無許可出店は 禁止されています!!

宮古島夏まつり実行委員会からのお知らせ

令和7年7月25日(金)～7月26日(土)開催の「宮古島夏まつり」について、以下の点をご確認ください。



居酒屋など店舗前の歩道で 出店をされている事業者の皆様へ

宮古島夏まつり実行委員会は、警察署へ道路使用許可の申請を行っています。
正式な許可を得た事業者のみが歩道で出店可能です。

申し込みをせず歩道に
テントや販売スペース
を設けることは、
法律違反です。



☑ 店舗の中での通常営業は問題ありません。

✕ 歩道上での無許可販売・設営は【道路交通法違反】に該当します。

※道路交通法 第77条

無許可で歩道を使用した場合、3か月以内の懲役または5万円以下の罰金などの罰則対象になります。

地域の秩序と安全、そして正規申込者の公平性を守るため、皆さまのご協力をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせは、宮古島夏まつり実行委員会 事務局

電話:0980-72-2779 Mail:om-cci01@cyber.ocn.ne.jp